

各特定非営利活動法人 代表者 様

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長

活動計算書の作成等についての留意点について（依頼）

日頃から、本府のNPO施策等にご理解ご協力をいただきお礼申し上げます。
平成24年4月、特定非営利活動促進法の一部改正が施行され、「収支計算書」が「活動計算書」へ変更されました。（ただし同法附則第6条で「当分の間」、活動計算書に代えて収支計算書を作成できるとされております。）

皆様からご提出いただいた事業報告書等を確認させていただいたところ、「活動計算書」のタイトルであっても、その記載事項が従来の「収支計算書」のままになっているものが見受けられました。「収支計算書」から「活動計算書」への変更にあたっては、タイトルだけでなく記載事項も変更していただく必要があります。

加えて、記載事項が活動計算書のものにあっても注記の記載が全くない活動計算書が見受けられました。注記は該当がない場合は記載不要とされておりますが、少なくとも「重要な会計方針」の事項については記載いただく必要があります。

次回活動計算書を作成する際は上記事項にご留意いただき、裏面「活動計算書作成のポイント」等をご参照の上で作成いただきますようお願いいたします。また、定款上「収支計算書」から「活動計算書」への変更手続きがお済みでないNPO法人にあっては、定款変更の手続きをご検討ください。

最後に、「活動計算書」をまだ導入されておられない法人につきましては、現時点では前述の「当分の間」の具体的な時期が明確にされておりませんが、可能な範囲で「活動計算書」の導入についてご検討いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

大阪市住之江区南港北1-14-16（大阪府咲洲庁舎38階）

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課府民協働グループ

TEL：06-6210-9320（直通）

FAX：06-6210-9322